

JPCA NEWS

Vol.

14

2017年11月

公益社団法人日本写真家協会(JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会(APA)
一般社団法人日本写真文化協会(文協)
日本肖像写真家協会(日肖像)
一般社団法人日本写真作家協会(JPA)
全日本写真連盟(全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)
日本自然科学写真協会(SSP)
日本風景写真協会(JNP)
公益社団法人日本写真協会(PSJ)

正会員団体 ■ 10団体

CONTENTS

P2 最新ニュース

「平成29年度通常総会報告」

P3

「デジタルアーカイブ学会に参加して」

P4 スペシャルレポート

動画と静止画の著作権(3)

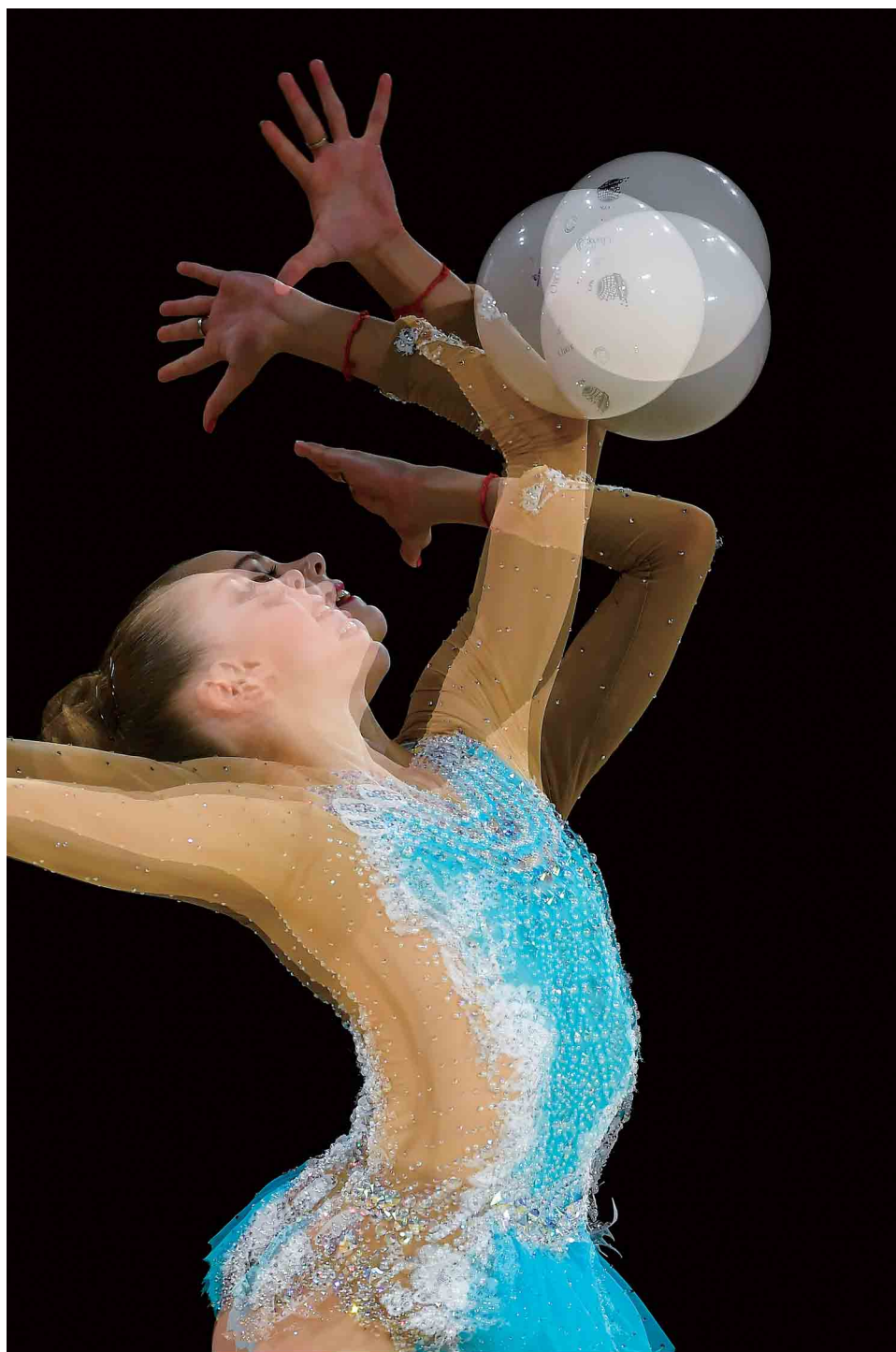
「写真家としてのスタンス」

P6 フロントラインレポート

「株式会社アフロ」

P7 シリーズ著作権解説

「①知的所有権について」



「戯れの一瞬」

写真:竹内里摩子 HJPI320900085046

一般社団法人
日本写真著作権協会
www.jpca.gr.jp

平成29年度 第15回通常総会報告

去る9月21日、半蔵門JCHビル603会議室において一般社団法人日本写真著作権協会(JPCA)平成29年度第15回通常総会が開催されました。

各正会員団体(10団体)より就任したJPCA理事、監事、委員が出席し、平成28年度事業報告・決算報告、平成29年度事業計画・予算、新理事として野町和嘉氏と加藤雅昭氏(いずれも日本写真家協会)の就任、その他人事が討議され、いずれも承認されました。



2017年度の重点事業について

2017年度の事業は、いずれも以前から継続して行っているものですが、重点事業のうちの三つについて述べます。

一つ目は、教育で使う教科書などの写真について、複写権と同じように、国が許可することによって使用料をいただくことができるような制度を確立することです。なんとかこれを実現できるようにしていきたいと思います。

二つ目は、著作者がわからない写真、いわゆるオーファンワークスです。著作者がわからないために使えない写真を使えるようにしていかなければいけません。昨年度に引き続き、著作者不明著作物の利用円滑化についての実証事業に参加します。

三つ目は日本写真保存センターへの本格的な取り組みです。写真を保存して利活用できる体制を構築することは、写真家全体の意思でもあると思います。日本写真保存センターには、これまでもいろいろな会社・団体から支援をいただいています。それなのに写真家は何もしないというわけにはいきません。しかし、写真家が個々に日本写真保存センターを支援するこ

とは、写真家の現在の経済状況からいって非常に難しいことです。そういう背景を考えると、日本複製権センターを通して入る複写権の分配金は、写真家全体のために使うものなので、その一部を日本写真保存センターのために使わせていただくのがよいのではないかと考えます。これによって写真を保存して利活用する体制を構築するうえで大きな役割分担ができます。

写真家にとって写真を使ってもらうことは大事ですが、著作権を確立していかないと写真家の職業そのものが成り立たないということを認識する必要があります。近頃は、そういう意識が写真家全体で希薄になっているように思います。日本写真著作権協会は写真家の著作権を守るために尽力している協会です。どういうふうにしたら写真の著作権がより強固なものになっていくかを皆さんで力を合わせて考え、しかるべき形を整えて写真家に潤いがもたらされるようにしていきたいと思います。



日本写真著作権協会
会長 田沼 武能

(談)

デジタルアーカイブ学会に参加して

デジタルアーカイブ学会は2017年4月に設立され、5月から活動を始めた団体です。設立の趣旨は、21世紀の日本のデジタル知識基盤構築で、国と自治体・市民・企業はいかなる連携体制を組んでいけるのか、オープンサイエンスの基盤となる公共的デジタルアーカイブの構築を法制度を含めてどう促進するか。デジタルアーカイブに取り組む諸関連学会、研究者を繋ぎ、共通の認識基盤を形成し具体的課題に取り組むとしています。

第3回定例研究会は9月16日(土)東京大学工学部2号館に於て行われ、まず「デジタルアーカイブに関わる肖像権を(何処がよく解らないかを)60分で学ぶ」福井健策氏(日本大学芸術学部・神戸大学大学院客員教授、骨董通り法律事務所)、次に「アニメーションアーカイブのサバイブ方法」山川道子氏(株式会社プロダクション・アイジー)、の講演が行われました。

1. デジタルアーカイブに関わる肖像権を(何処がよく解らないかを)60分で学ぶ

日本においては、肖像権に関することで法律に明文化されたものは存在しませんが、判例の中で人権として扱われ、人格権と財産権があるとされています。そこでアーカイブによる問題が起きる前に判断しておきたいと試みてみました。

まず、「権利処理の考え方」として、①何らかの権利が及ぶ「利用」か ②利用を許す例外規定はあるか ③権利は存続中か ④権利者・管理者と連絡可能か ⑤(著作権のみ)利用裁定が得られるか ⑥(メリット・必要性)はリスクを上回るか。

つぎに、「肖像権の判断要素」について、以下前提として個人を識別可能か? からはじめました。

①被写体の地位：公的人物、一般市民、未成年、犯罪被疑者・元受刑者 ②撮影された活動内容：公的行事、被災時・負傷時・病気療養時・高露出度 ③撮影場所：公共空間、閉鎖的空間(病院・店舗内)、私的空間 ④撮影態様：黙示の同意、隠し撮りの、群衆の中の顔、大写し ⑤撮影・利用の目的：報道・研究・教育・商用

この様なチェックリストを作るにより、処理の適正化、迅速化に結びつけたい。

最後に配慮しなければならない権利者として、著作権隣接権者や映像・資料の所蔵者・提供者、特に神社仏閣、また擬似著作権を主張するペットの肖像権や延命するキャラクターの商標権等が報告されました。契約処理の注意点として許諾の範囲確認を挙げ4つのファクター(①期間:自動更新か ②地域:日本のサーバーか ③方法・メディア:放送/配信 ④独占/非独占そして対価:無償、買取り、印税、ロイヤリティ方式等)は確認しましょう。

2. アニメーションアーカイブのサバイブ方法

企業によるアニメーション制作資料のアーカイブ報告です。位置付けは事業ではなく、倉庫など恒常的費用は役員会、通常の費用は制作部において決済されています。即ち事業としてアーカイブを行うことは営利企業の中では不可能と思われます。アニメーションアーカイブが取り扱うものを「中間成果物」と呼んでいて、相当するのは、企画書、脚本、絵コンテ、設定、カット袋(レイアウト・原画・動画・タイムシート・3D用素材等)、カラーモデル、3Dモデル、3Dシーン、色指定・仕上げ、背景、撮影、編集、音響、アフレコ台本、納品前映像、ロケハン資料、原画、セル画、その他広報・宣伝関係資料、納品映像です。この様に、資料の収集と整理を重視し、必要な作品情報を収集しています。通常公式サイトや書籍がいう作品群情報のアーカイブは必要と思われるもの以外は収集していません。

(株)プロダクション・アイジーのアーカイブが扱う対象とは「アニメ制作資料」でアニメ作品の企画から中間成果物を経て、マスターテープ納品までの一連の業務過程で発生する資料です。これらは、次の企画や将来の制作に必要なからです。単なるコレクションではなく、制作に携わった人たちの記憶の記録です。ただ企業アーカイブは会社が活動している時しかできません。願いはMANGAナショナル・センターの早期実現です。

(編集委員 堀切)

動画と静止画の著作権(3) 写真家としてのスタンス

著作権法上での写真と動画の扱いの違いに関して、これまでにカメラ機材開発と、静止画を主としたスポーツ報道での実情を取材した。今回は、静止画と動画の両方を駆使して活動している写真家・中村征夫さんに話を聞いた。



写真：阿古慎一郎

通常どのような流れで仕事をされていますか？

中村 ▶ スチル写真については、依頼を受けて撮影を行うこともあります。現在は、これまでの作品を利用いただくことがほとんどです。今も3〜4本のテーマを追いかけていますが、それぞれの取り組みが長期間に及ぶため、なかなかまとめることが出来ない状況です。

写真展の依頼を受けた場合に、主催者から発表済みの作品で良いと言われても、自分では新作が入っていないと納得が出来ず、撮影に出かけます。来場された方に、これまでに出版した写真集や写真展と「同じ写真ばかりじゃないか」と言われたりしないように、新たなワンカットの為に国内外を飛び回ってきました。そこにはとことんこだわろうと思うんです。そうすればきちんと結果が残るような気がします。

動画については、企画を持ち込むこともあります。ただし、僕としてはその際に動画も、1枚でもいいからスチル写真も撮りたい。自分のテーマ作品をスチルで残しつつ、動画もきちんとテレビ放送出来るものを作ります。

仕事上で動画と写真を併せて撮影する場合、どのように著作権の契約をされるのですか？

中村 ▶ 初めて、テレビ局のカメラや照明機材を使って動画の撮影をする仕事の依頼があった時に、権利のことを話し合いました。テレビ局からは、「機材もお金も出すから、権利は全てこちらにあります」と言われましたが、「僕はそういう仕事はしない」と抵抗しました。責任をもったいい映像を撮るからと主張して、権利をテレビ局と僕と50:50で納得してもらってます。また、貴重な映像が撮れた場合には、それがどれだけ価値のあるものなのかを説明して、再放送の際には別扱いをしてもらっています。以前、テレビ放映した映像をCMに使いたいという企業が現れた時には、テレビ局と僕の権利の割合を元に契約を交わしました。スチル写真については、動画を撮影した後、合間に撮らせてもらっているのですが、この著作権は僕にあります。

写真のデジタル化と、スチルカメラに動画機能が搭載されるようになってきたことについてどう受け止めていますか？

中村 ▶ そうなんですよ、そういう時代がやってきましたね。僕も動画でCMや映画を撮っているのですが、一眼レフで動画が撮影出来るようになったとき「冗談じゃない、それはないだろ」と思いました。しかし、現在4kで撮っていますが、その画像をスチル写真として使うということはまずあり得ないですね。例えば8Kになったとしても、伸ばせるのは六切程度で、写真展での大伸ばしは出来ない。スチル写真って一枚一枚の勝負。自分の予感を働かせて、ここだ！ っていうところで待ち構えてシャッターを押した時の、あの“快感”を味わいたいから写真家になったんじゃないのかって思いますね。動画を切り取ったとして、果たして写真家と言えるのかな？ この写真は自分が撮ったんだって言えないじゃないですかね？ そんなことは全く関係ないって人も、動画からチョイスして並べた方が面白いものが作れるという人もいるとは思いますが、僕は自分の作品については、いまのところそれは出来ません。

デジタルの良さと言うのは、計り知れないですね。暗い海の中でもISO感度を上げられるし、本当に素晴らしいです。この前、深海に行くことができたのですが、深海6,500から戻ると、学者の方々が泥の中から5mm〜1cm未満の小さな生き物を選び分けて顕微鏡をのぞいて感動されているんです。この生き物が太古の昔からいて、地球を形成した歴史がこれで解けるみたいな深い話なのです。その一方で、僕は巨大なヒトデを母船の水槽で撮影しようとライティングをしていたのですが、背景の光の反射を消すために2時間もかかってしまいました。そしてやっと一枚だけシャッターを切りました。それを見ていたテレビクルーが笑うんですよ。2時間も粘って一枚かと…。 僕らの仕事というのは、段取りが8〜9分で、撮影は1〜2分ですよ。段取りをしっかりやるとかかないと、ダメなんです。それが写真家の仕事だと思う。調査からはじまって、撮影はほんの一瞬で終わるのですから。

「いいシャッターチャンスでしたね～」と言われたら僕は悲しいです。シャッターチャンスは自分が引き寄せられるのだと。この露出でこのシャッターで、いまこの瞬間にこの場所にいたから撮れたんだよ、予感があるんですよ。自分の予感を信じてそれを積み重ねて、だからここにいたんだと。偶然はあり得ないと僕は思っている。フィルムにしても、デジタルにしても必ず自分の感性から作品は生まれたものじゃないかと思いますね。

機材の進化は仕事上ではメリットが多いと思いますが、作品撮りには何か影響を与えていますか？

中村 ▶ 僕は、不器用なので、受けた仕事で、動画と了解を得たスチル写真と両方撮影に行く時と、自分のライフワークを撮りに行く時とでは心構えが全く違うんですよ。4K動画が撮影できるスチルカメラで貴重なシーンを撮った後に、動画も撮ればよかったなと思っても、その時には気がまわらないんです。スチルで出かけた時には、スチルにこだわる。キョロキョロと動画にふさわしいものを探すこともない。散漫になりますからね。ズームレンズができて楽になりましたが、かつてはワイドレンズ一本がほとんど。いまはマクロを付けたもう一台を持って海に入るんですが、やっぱり一台にすべきだと思うことがあります。フィルムで撮るのか、デジタルで撮るのかでも気持ちが変わります。フィルムで撮る時には1週間くらい前から、自分をのせないとだめです。「失敗は許されないぞ」「フィルムのデータを覚えてるかおまえ」と自分に問いかける感じです。

かつての撮影の感覚を忘れないためにフィルムを使うことがあるのですか？ それともフィルムならではの表現へのこだわりですか？

中村 ▶ 今でもフィルムでガンガン撮りたいと思っています。好きなんです、モノクロフィルムのあの味わいがどうしても忘れられない。粒子にシビれますね。昨年フィルムだけで35年撮影し続けた沖縄の作品を一冊にまとめました。レンタル暗室を借りて自分でプリントしたんですが、そこもこだわりたいと思って。「自分で伸ばしたんだけど、見てくれ」「なんでも言ってくれ」「けちつけてくれー」って。勝負や！って感じです。

作品制作、発表についてこだわりはありますか？

中村 ▶ 31歳の時、「死の海」とか「ヘドロの海」とか呼ばれていた時代の東京湾に潜ってみたんです。すると、母ガニが僕に向かってくる写真が撮れたんです。それも、十数匹がジャンプしてハサミを広げていた。翌日現像の仕上がりを見るとびっくり仰天、おなかに子供を抱えていたんです。あの時、そのすぐ横で、死んだばかりだと思

われるハゼの内臓を食べる2cm位のアラムシロガイを見つけました。すると、次々と仲間がやってきた。それはね、サバンナのハイエナのような感じがしましたよ。ここは死の海じゃない、こんなたくましい姿は今まで世界中の海に潜ってきたけど見たことがない、東京湾の魚が世界で一番たくましいんじゃないかと思いました。そして、どこの新聞社に持ち込もうか考えたわけです。でもね、留まったんです。これを生かそう、僕みたいなもの好きもないだろうから慌てることはない、もっと周辺も撮影しよう。そして10年かけて東京湾全域に潜ったわけです。それを『全・東京湾』情報センター出版局（1987年/木村伊兵衛賞受賞作）として一冊にまとめたのです。すぐに発表していたら、中村征夫＝東京湾とは言われなかったかもしれないです。

写真家を目指している若者に対してメッセージをお願いします。

中村 ▶ 情報化時代になり、見なくてもいいもののまが目に入ってくると、多くの媒体は、より”すごいもの”が見たいというふうになってきます。いま、スチル写真界では、ワンカットいいのが撮れたからといってSNSなどで発表する人が実に多い。するとみんなに知れ渡って斬新さが薄れてしまうのです。とにかくすごいと思うモノが撮れたら、余裕をもってその周りも取材して、膨らませていく。そうすれば、スチル写真ならグラビア、動画なら番組になるかもしれない。カメラの進化はチャンスを増やしましたが、そのかわりにライバルが増えた。写真家として生き残るには、その作品が欲しいと言われるように取り組んでいくことが大切です。コンテストの審査もやっていますが、「グランプリでいいじゃない」とほぼ決まってから調査するとあちこちで発表しちゃっている。もったいないと思います。

最近、取り組まれていること、ご興味を持っていることは何ですか？

中村 ▶ 現在、技術者と一緒にテストを繰り返して、今までにないクリアな水中写真が撮れるワイドレンズを考案中です。これから僕の写真が変わりそうです！ まだまだいろいろ挑戦したい。あいつ何をやるんだ？ いい年して..... というようなね....

プロフィール

中村 征夫（なかむら いくお）

1945年秋田県潟上市生まれ。19歳のとき神奈川県真鶴岬で水中写真に出会い、独学で始める。31歳でフリーランスとなったあと、東京湾に潜りヘドロの海で逞しく生きる生きものに感動、以降ライフワークとして取り組む。報道の経験を生かして、さまざまなメディアで海の魅力や海をめぐる人々の営みを伝えている。2009年秋田県潟上市にフォトギャラリーブルーホールを開設。

（編集委員 棚井）

株式会社アフロ(東京都中央区)は、言わずと知れた日本を代表するストックフォト業界の老舗であるが、同社の膨大なストックフォトにとどまらず、世界の有名な写真や絵画等の作品をプリント・額装して販売するオンラインストア「アフロプリント」をオープンさせている。今回は、ハイエンドプリントを販売する新しい著作権ビジネスに携わる方々に話を伺った。

同社のフォトコーディネーターの大炭一雄氏(取締役 統括本部長)は、インクジェットプリンターのクオリティーが上がり、銀塩写真に匹敵する作品作りができる段階を迎え、業務としてプリントサービスを展開していこうとしたのが2011年、当初は大手ギャラリー向けに写真展用のプリントや額装からスタートさせたと語る。

実際にプリントや額装を行うのが、同社の地下にオープンした「アフロアトリエ」である。アトリエは4名のスタッフで運営されているが、プリンティングディレクターの西田勇氏は「ラボマンは良い意味で職人だが、写真家とのコミュニケーションがほとんどなかった。アトリエでは、写真家と技術者とが直接コミュニケーションを取りながら作品を仕上げる可以做到」とメリットを語る。

そんな中、作品をハイエンドプリントとして販売したいという希望が寄せられたため、同社では2013年にプリント販売の「アフロプリント」をWEB上でスタートさせている。

現状では、写真展用のプリントや額装などのラボ的な作業の売り上げが圧倒的に多い状況だが、作家が自分自身で作品を販売することが難しいため、その「お手伝いをさせていただき、写真文化を広げ作品をプリントして販売という流れを作ってゆきたい」とのことだ。

主なプリント購入者は、美術館(収蔵作品として)、企業、コレクターなどであるが、写真文化を広げる意味で一般の人が気軽に買える小さなサイズ(8×10インチ～A4サイズ)を7,000円程度から購入できるサイトを開設し、ラインナップを増やすような展開を行っている。一方で、エディション数が少なく希少性の高いプリントや作家のサインが欲しいなどといった要望にも柔軟に対応したいとのことだ。

この「アフロプリント」は、基本的には契約作家のストックフォトとして収蔵されている作品が中心となるが、ストックフォトを利用せず作品販売のみで利用する写真家も徐々に増えつつあり、今後も契約作家に限定しないという。

著作権管理は?

また、額の裏にはプリント販売で使用权は譲渡されないとの注意書きと「無断転載禁止」のシールが貼られ、著作者表示に関してはストックフォトの契約に準じて表示の有無が異なるが、プリント契約は別途作家と相談しながら進めるとのことである。

写真販売の難しさと将来性

プリンティングディレクターの白井里実氏は、「若い世代では写真をプリントしたことがない、プリントをよく見たことがない、プリントする意味が分からないというスクリーン(透過光)でしか育っていないスマートフォン世代が増えている」と、反射光で見る写真販売の難しさを語る。

一方、事業担当取締役の木下美和子氏は、これが名画だという時代から、「若い人は自分の個性に合ったモノを求める時代に変化しつつあるのではないか」と語り、「写真も多様化の時代でどんどん消費されている時代だからこそ、作家の個性を生かす表現とともに、紙に固定して壁に飾る文化を根付かせるお手伝いができれば…」と、写真プリント販売の必要性和同時に将来性も感じているようだ。

同社ではこの大目標達成のためアトリエでは不定期で若い人を対象(年配でも可)に、プリントセミナー(無料)を開催している。

ハイエンドプリントを販売する新しい著作権ビジネス「アフロプリント」は、B to B(Business to Business)としてスタートした同社のプリントサービスが、B to C(Business to Consumer)への窓口を開く鍵といえるだろう。今後注目したい。

(編集委員 加藤)



プリント作業を担当するアフロアトリエ=東京・築地 (撮影: 阿古慎一郎)

SERIES

シリーズ著作権解説

①知的所有権について

「シリーズ◎」では、さまざまな形で著作権について取り上げてきました。
今回からは「シリーズ著作権解説」として基本に立ち戻って著作権に関する多くの項目について、
毎号ご紹介していきます。第一回は著作権法の全体像についてのおさらいです。

1. 知的所有権

よく耳にする「知的所有権」とは、人間が知的な創作活動により創り出した人に対して付与されることと、「他人に無断で利用されない」と言った権利です。

知的所有権を大別すると、文化的な創作物を保護の対象とする**著作権**、技術的な発明を対象の**産業財産権(工業所有権)**と**その他の部類**に分けられます。

下記の表を参照してください。

なお、これらの権利のうち**著作権**は、著作者(創作者)の権利として「著作権」と「著作隣接権」があります。著作権は、著作者の権利として著作物を保護のことを指し、原則として創作時から著作者の死後50年間保護されます。著作権は、「登録」や「手続き」は一切必要とせず、著作物が作られた時点で「自動的」付与することが、日本を含む、ベルヌ条約を締結している150か国以上の国々の基本原則です。このことを「無方式主義」といいます。

その一方著作隣接権は、著作物の創作者(著作者)ではありませんが、著作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に認められた権利です。著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしている者として、著作者の権利と同等に保護されています。実演等を行った時から50年間保護されます。

その他の権利は、取得するために「申請」や「登録」などの手続きが必要です。

特許権(特許法) 発明と呼ばれる比較的程度の高い新しい技術的アイデア(発明)を保護します。例えば、カメラの自動焦点機能なども含まれ、出願後20年間保護されます。

実用新案権 発明ほど高度な技術的アイデアではなく、日用品の構造の工夫など、小発明と呼ばれる考案など無審査で登録され、出願後20年間保護されます。

意匠権 PCやオーディオ機器などの独創的な外觀など物の形状、模様など斬新なデザインが保護の対象で登録後20年間保護されます。

商標権 会社のロゴマークなどが対象となります。登録後10年間保護され、更新可能です。その他の部類として

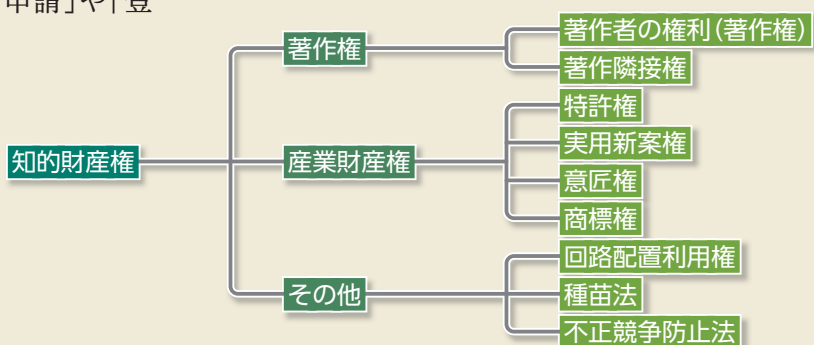
回路配置利用権 半導体集積回路の回路配置を保護する権利で登録の日から10年間保護されます。

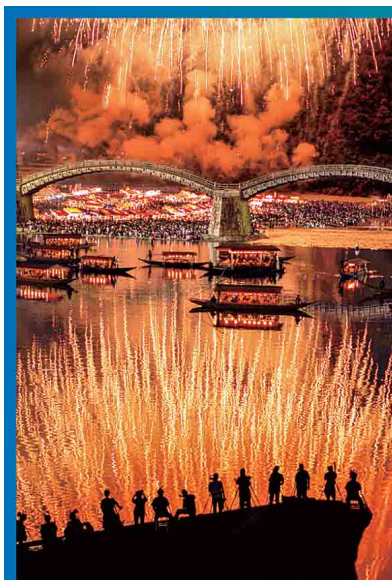
種苗法(育成者権) 植物の新品種を対象として保護する権利で登録日から25年間保護され、樹木は30年です。

不正競争防止法 市場における競争が公正に行われる必要があるという意義で、信用の保護などで設定された権利(商標権、商号権、意匠権等)では十分守りきれない範囲の形態を、不正競争行為から保護している権利です。

知的所有権に対する理解と保護の度合いは、その国の文化のバロメーターと言われています。近年、知的所有権の対象は拡大される傾向にあり、今後様々なものが保護される対象となる可能性があります。

(編集委員 足立)





左|文部科学大臣賞・JPA 大賞「夏の宴」砂崎秀子/右上|JPA 会長賞 創作写真部門「彼の来る5分前」ナカムラ ヨシノブ
右下|「NY 1963」渡辺澄晴

JAPAN PHOTOGRAPHERS ASSOCIATION

JPA展

「地球はいま」

第28回 日本写真作家協会会員展
第15回 日本写真作家協会公募展

■主催：一般社団法人 日本写真作家協会
〒104-0061 東京都中央区銀座 1-19-3 3F
TEL：03-3535-6251 FAX：03-3535-6250
Email：jpa@jpa-photo.com
URL：http://www.jpa-photo.jp

東京展

東京都美術館 / ロビー階 第2展示室
2017年11月18日(土)～11月24日(金)
※11月20日(月)休館 / 23日(金・祝)開館

大阪展

大阪市立美術館 / 地下展覧会室(第4室)
2018年1月16日(火)～1月21日(日)
【JPA & JPCA 共催 著作権セミナー】
「街角スナップを撮ろう」(肖像権!?)
・講師：棚井文雄
・1月16日(火)14:00～
・大阪市中央公会堂 地下大会議室

米子展

米子市美術館
2018年3月17日(土)～3月25日(日)
※3月21日(水)休館

岡山展

岡山県天神山文化プラザ
2018年4月10日(火)～4月15日(日)

仙台展

せんだいメディアテーク
2018年4月20日(金)
～4月25日(水)



ポートレートギャラリー新春企画展

「極夜」

地球最北の村、シオラパルクへ
1977

中村征夫写真展

2018年

1月6日(土)

1月17日(水)

平日 10:00～18:00
土・祝 11:00～18:00
(最終日15:00終了)
※会期中無休/入場無料

主催●一般社団法人 日本写真文化協会
協力●キャノンマーケティングジャパン株式会社
株式会社 アフロ



表紙の写真「戯れの一瞬」

コメント：2017年9月30日・「イオンカップ2017世界新体操クラブ選手権」・東京体育館にて撮影。スポーツ大会撮影の際に、いかにして背景をスッキリさせるかいつも頭を悩ますところだが、敢えて前方エリアを避け横にまわり、ボールと戯れているような時を狙ってみた。